

様式 7

## アドバイス・レポート

平成20年2月14日

平成19年8月6日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいたケアコミュニティ様につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

## 記

評価が高かった点	<p>I - (1) -①理念の周知と実践  I - (3) -①労働環境への配慮  I - (5) -①質の高い人材の確保  I - (5) -③O J Tの実施  II - (1) -②サービス提供に係る記録④ケアカンファレンス  II - (2) -①アセスメントの実施②個別援助計画の作成⑤個別援助計画の見直し  II - (3) -②希望等を引き出す働きかけ  II - (4) -②事業所内の衛生管理等  II - (5) -②事故の再発防止等  III - (1) -③個人情報保護  III - (2) -②利用者に係る情報交換  IV - (2) -①利用者満足度の把握</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の設備やサービスの説明よりも、まず理念ありきの姿勢がすぐれています。職員の名札の裏にも理念が記載されています。</li> <li>● ユニットケアを実践するために、法定人員を超える職員を配置し、手厚いケアが行われているのが評価できます。</li> <li>● 介護正職員の介護福祉士取得率は90%で、ケアに対する質の高さが感じられます。</li> <li>● 年2回の個別面談の取組みは施設側にとっても業務の遂行上、職員側にとっても働き甲斐を追求する上でたいへん有意義です。</li> <li>● ケアマネは介護スタッフを兼務し利用者の状況をよく理解しています。</li> <li>● 利用料を家族が持参する、衣類の洗濯を家族にしてもらうなど家族にできる限り施設に来てもらいスタッフと関わる仕組みはとても優れています。</li> <li>● 施設全体の整理整頓が行き届いています。</li> <li>● 食器についても、陶磁器でデザイン性に富んだ器を使っています。</li> <li>● リネン類を花柄にされたり、鏡の高さの工夫など配慮が見られ、洗面台の水道蛇口を利用者さんに使いやすい形に自作されたり各所に安心して生活を送りやすい工夫が見られました。</li> </ul>
改善努力を要する点	<p>I - (5) -③O J Tの実施  IV - (3) -②自己評価の実施</p>

理 由	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員の個人別の課題目標の設定、及びその達成状況を確認する仕組みのよりいっそうの充実が望まれます。</li> <li>● 自己評価の公開が望まれます。</li> </ul>
具体的なアドバイス	<p>京都市伏見区淀美豆町にある介護老人保健施設です。京都市内において長年医療に関わってきている医療法人が、5年前に開設した京都市初の一部ユニット型の介護老人保健施設です。そばには同法人松ヶ崎記念病院もあり、緊急時の医療対応や日常の健康維持管理に対しても強力なサポートがあります。同建物内にはデイケア、居宅支援事業所が併設されています。室内は採光が考慮されていて明るく、食堂等共有スペースも広々としており、快適に感じました。</p> <p>老人保健施設と感じないスタイルを確立し、利用者向けの各種のマニュアルが完備し、様々な会議体の仕組み、行事と詳細にサービスが練り込まれ、定着していると言えます。さまざまな委員会活動が行われており、管理者とともに一丸となってケアの質的向上に取り組んでいます。ケア面では医師や看護師の力を借りるなど、運営面での利点のほか、利用者にとっても広い館内の散歩、デイケア参加者との人的交流、ボランティアとのサークル活動を通じて地域との太いパイプができています。</p> <p>ケア全般については、ユニットケアも含めて完成度が高く非常に良くできていますので、より高ランクを目指すという視点から以下のことをアドバイスします。</p> <p>利用者の個別ケアを今以上に充実させ、利用者個人の詳細なケア記録から見えてくる些細な気づき、利用者のサインを大切に読み取り、各自の個性を尊重し、残存機能を活かす取組みの継続及び向上を目指してください。</p> <p>施設内にはAED（自動体外式除細動器）も設置されています。緊急時の対応もされていますので、今後は救急救命士の資格取得についてもご検討されてはいかがでしょうか。また苦情解決についての公表も必要かと思われます。</p> <p>また淀南社協とも良好な関係にあり、非常災害時の地域防災協定が結ばれ、地域との繋がりを非常に大事にされている点が評価できます。これからも医療・看護・介護が連携して、ユニットケアをよりいっそう推進し、在宅復帰率の向上を目指してご尽力くださるように望みます。</p>

syuusei

## 評価結果対比シート

事業所番号	2650980093
事業所名	医療法人社団法人松ヶ崎記念病院 介護老人保健施設 ケアコミュニティ淀
受診メインサービス (1種類のみ)	介護老人保健施設
併せて評価を受けた サービス(複数記入可)	短期入所療養介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援事業所
訪問調査実施日	2008年2月14日
評価機関名	社団法人 京都社会福祉士会

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I 健全な組織体制	(1)組織の理念・運営方針	① 理念の周知と実践	組織の理念が、利用者及びスタッフ等に周知され、法人の理事長及び事業所の管理者等（以下、「責任者等」という。）を含むスタッフ全員が、理念に沿ったサービスの提供を実践している。	A	A
		② 運営方針の周知と実践	事業所の運営方針が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	A	A
		③ 運営規程の遵守	事業所の運営規程が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営規程に沿った事業所の運営及びサービスの提供を実践している。	A	A
	(2)組織体制	① 責任者等の協働	責任者等は、介護サービスの質の向上に熱意を持ち、事務所の運営について、スタッフと共に取り組んでいる。	A	A
		② 管理者による状況把握	管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつでもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	A	A
		③ 透明性の確保	責任者等は、公正・適切なプロセスで意思決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	A	A
		④ 支援体制の充実	利用者の主治医や医療機関・介護保険施設との間で、連携体制又は支援体制が確保されている。	A	A
	(3)労働環境	① 労働環境への配慮	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの労働環境に配慮している。	A	A
		② ストレス管理	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い、業務の効率を高めている。	A	A
		③ 休憩場所の確保	スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し、必要な設備・備品を備えている。	A	A
	(4)課題の設定	① 重点課題の設定	外的環境の変化や傾向を見極めた上で、事業の運営における重点課題が設定され、組織全体として課題の達成が図られている。	A	A
		② 業務レベルにおける課題の設定	各業務レベルにおいて課題が設定され、スタッフ全員が課題の達成に取り組んでいる。	A	A
	(5)人材の確保・育成	① 質の高い人材の確保	スタッフの採用時において、質の高い介護サービスを提供できる人材の確保を主眼としている。	A	A
		② 継続的な研修の実施	採用時研修・フォローアップ研修等を実施しており、スタッフは、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。	A	A
		③ OJTの実施	スタッフが業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパーバイズ（指導・助言）を行う体制がある。	A	B
	小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				30

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II 適正なサービス提供体制	(1)サービスの品質の確保	① 業務マニュアルの作成	事故防止や安全確保を踏まえた業務マニュアルが作成され、スタッフに活用されている。	A	A
		② サービス提供に係る記録	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、サービス提供を円滑に行うための工夫がされている。	A	A
		③ 確実な情報伝達	スタッフ間の申し送りや情報伝達を確実に行うとともに、重要な事項については、全てのスタッフに伝わる仕組みとなっている。	A	A
		④ ケアカンファレンス	定期的又は必要に応じてケアカンファレンス（介護検討会）が開催され、意見交換が行われている。	A	A
	(2)個別援助計画	① アセスメントの実施	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況、利用者及びその家族の希望等を踏まえたうえでアセスメントを行っている。	A	A
		② 個別援助計画の作成	アセスメントに基づき、利用者一人ひとりの目標を明らかにした個別援助計画を作成している。	A	A
		③ 専門家等に対する意見照会	個別援助計画の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	A	A
		④ スタッフの意見の集約	個別援助計画の策定に当たっては、当該利用者に関わる全てのスタッフの意見を採り入れており、共通認識に基づく目標達成が図られている。	A	A
		⑤ 個別援助計画の見直し	定期的又は必要に応じて、個別援助計画の見直しを行っている。	A	A
	(3)利用者等の希望尊重	① 利用者・家族の希望尊重	個別援助計画の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、利用者及びその家族の希望を尊重している。	A	A
		② 希望等を引き出す働きかけ	利用者やその家族が、希望や要望、気掛かりなこと等をスタッフに気軽に伝えたり、相談できる機会を確保している。	A	A
	(4)衛生管理	① 感染症の対策及び予防	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、スタッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っている。	A	A
		② 事業所内の衛生管理等	施設（事業所）内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	A	A
	(5)危機管理	① 事故・緊急時等の対応	事故や緊急時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	A	A
		② 事故の再発防止等	発生した事故に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用している。	A	A
	小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				30

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ 利用者保護の観点	(1)利用者保護	① 人権等の尊重	利用者の人権や意思の尊重について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	A	A
		② プライバシー等の保護	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	A	A
		③ 個人情報保護	利用者の個人情報の保護及び職務上の守秘義務について、スタッフに徹底している。	A	A
		④ 利用者の決定方法	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	A	A
	(2)情報提供	① 事業所情報等の提供	事業所の概要及びサービス内容について、利用者やその家族にわかりやすく説明を行っている。	A	A
		② 利用者に係る情報交換	サービス利用時の状況について家族に情報提供を行い、家族から家庭での状況について情報を得る等、情報交換を行っている。	A	A
		③ 開示請求への対応	利用者やその家族から、提供を受けたサービスの内容や費用の明細等について情報開示の請求があった場合には、適切に対応している。	A	A
		④ 地域への情報公開	事業所の運営理念を地域に対して啓発・広報するとともに、事業所の機能・知識等を地域社会に提供している。	A	A
	(3)利用契約	① 料金の明示と説明	介護サービスの利用に際して必要となる料金について、根拠を明らかにして利用者にわかりやすく説明している。	A	A
		② 合意書面の作成	サービスの提供開始に当たっては、利用者及び事業者双方の権利・義務を明らかにし、合意の結果を契約書等として書面に行っている。	A	A
	小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				20

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅳサービスの質の向上の取組	(1)苦情解決	① 苦情・相談窓口の明示	利用者からの苦情や相談を受けつける窓口及び担当者等が明示され、利用者及びその家族に周知されている。	A	A
		② 苦情やトラブルへの対応	苦情やトラブルがあった場合には、組織として迅速かつ誠意をもって対応している。	A	A
		③ 第三者への相談機会の確保	公的機関等の窓口相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知している。	A	A
		④ 苦情に基づくサービスの改善	利用者からの苦情をサービスの向上に役立てている。	A	A
	(2)質の向上に係る取組	① 利用者満足度の把握	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	A	A
		② 質の向上に対する検討体制	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、責任者等を含むスタッフ全員が積極的に参加している。	A	A
		③ 評価の意義についての周知	サービス評価を行うことの意義及び評価結果をサービス改善に活かすことが、責任者等を含むスタッフ全員に周知され、理解されている。	A	A
	(3)評価の実施	① 自主点検の実施	京都府が各事業所に配布している「自主点検表」を活用して、年に1回以上、自主点検を行っている。	A	A
		② 自己評価の実施	事業所の体制及びサービスの内容に係る自己評価を定期的又は必要に応じて行い、自らが提供するサービスの質の改善に役立てている。	B	B
		③ 第三者評価の受け入れ	客観的なサービス水準の把握のために第三者評価を受け、評価結果を積極的に公表している。	A	A
小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				19	19

【大項目ごとの点数】

大項目	自己評価	第三者評価結果
I 健全な組織体制	30	29
II 適正なサービス提供体制	30	30
Ⅲ利用者保護の観点	20	20
Ⅳサービスの質の向上の取組	19	19

【達成率換算表】

大項目	達成率			
	自己評価		第三者評価	
I 健全な組織体制	30/30	100%	29/30	97%
II 適正なサービス提供体制	30/30	100%	30/30	100%
Ⅲ利用者保護の観点	20/20	100%	20/20	100%
Ⅳサービスの質の向上の取組	19/20	95%	19/20	95%

